



令和7年度 加東市庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託（長期継続契約）

金抜設計書

業 務 番 号 2025108000

業 務 名 令和7年度 加東市庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託（長期継続契約）

履 行 場 所 加東市社50番地（加東市役所）

兵庫県 加東市

[illegible]

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

この仕様書は、加東市（以下「甲」という。）が設置する電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項の規定により「保安管理業務」を委託するにあたり、受託者（以下「乙」という。）が実施すべき必要事項を定める。

1 委託業務名

令和7年度 加東市庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託（長期継続契約）

2 委託対象電気工作物

名 称：加東市役所

所在地：加東市社50番地

設備容量：2,200kVA ※キュービクル1台（変圧器6台）の容量

受電電圧：6600V

非常用予備発電設備容量：3台 300kVA（AP300C-6T）

12kVA（TQGP12KA）

5kVA（MAS5EZ-SS）

※ 6(2)に記載の絶縁監視装置については、すべての回路に設置していただきます。（スコットトランスの回路も含む）

3 履行期間

履行期間は令和8年1月1日から令和10年12月31日とする。

なお、年次点検は、令和8年度、9年度及び10年度に各1回（計3回）行うこととする。

4 乙の資格者等

- (1) 自社の正社員（公告日現在で3か月以上の雇用契約がある者）として所属する技術者である者。
技術者とは、公告日現在で電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者とする。
- (2) 乙は、電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に適合すると共に、保安管理業務を誠実に行わなければならない。
- (3) 委託対象電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、甲の求めに応じて提示すること。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- (4) 保安業務担当者を明確にするため、乙は、保安業務担当者並びに保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名及び生年月日並びに主任技術者証の種類及び番号を、乙への連絡方法と共に、書面により甲に通知すること。なお、保安業務担当者等の変更を行う場合も同様とする。

5 業務計画書の提出

- (1) 乙は、業務の履行に当たり、甲に業務計画書を提出しなければならない。ただし、甲の担当職員が必要でないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 業務計画書には、業務体制、作業手順、作業方法、連絡体制等を記載し、契約締結後3週間以内に提出すること。
- (3) 業務計画書の内容に追加又は変更が生じたときは、その都度、速やかに提出しなければならない。

6 委託業務の内容

乙が実施する電気工作物の保安全管理業務は、次の各号により、保安規程に基づき乙が自ら実施するものとし、その結果について甲に報告すること。その中において、経済産業省令で定める電気設備基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指示又は助言を行うこと。

(1) 巡視、点検及び試験業務（月次点検、年次点検、臨時点検）

電気工作物の維持及び運用が適正に行われるように、定期的点検、測定及び試験を実施する。なお、点検の種類、内容及び回数は、別表のとおりとし、別表「点検基準」に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。

- ① 月次点検は、毎月、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施すること。ただし、設備の状況等により運転を停止して点検を行う必要があるときは、甲、乙協議のうえ実施すること。
- ② 年次点検は、停電により設備を停止状態にして、1年に1回以上実施すること。なお、年次点検は当該月の月次点検を含むものとする。なお、年次点検の実施にあたっては、開庁日を除く、土曜日、日曜日又は祝日の午前5時から午前8時30分までの実施予定とする。
- ③ 定期点検のための執務時間は、別表「点検基準」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とする。
- ④ 定期点検時には別表「点検基準」に記載の点検のほか、甲に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行うこと。

(2) 絶縁監視（24時間監視）

乙は甲の低圧電路の絶縁状態を常時監視するために絶縁監視装置を履行開始月に速やかに乙の全額負担で設置し、24時間体制で対応し、これを維持管理する。なお、絶縁監視を行うことにより、上記に示す月次点検を隔月で行えることとする。

絶縁監視にあたっては、乙は、警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ保安業務担当者等を派遣して点検を行うなど適切に対処すること。

乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存すること。

(3) 工事中の点検等

電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのと

るべき措置について、甲に報告すること。また、工事期間中の巡視、点検（週 1 回以上）及び測定並びに試験を行う。なお、詳細は別表のとおりとする。

(4) 事故等による異常発生時の対応

電気事故及び故障等で電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れのある場合は、応急措置の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、必要に応じて臨時点検を実施すること。

また、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

なお、事故発生時の緊急出動は、休日、夜間に関わらず行うものとし、これに伴う経費は乙の負担とする。

(5) 立入検査の立会い

電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いについては、その都度甲の通知に基づいて乙が検査員を派遣して立会うものとする。

(6) 甲の担当職員に対する電気保安に関する安全教育を年 1 回以上行うこと。

7 提出書類

(1) 乙は、下記の書類等を契約締結後速やかに提出すること。ただし、甲の担当職員が必要でないと認めた場合は、この限りではない。

- ① 工程表
- ② 業務責任者届
- ③ 業務現場責任者届
- ④ 業務従事者届
- ⑤ 有資格一覧表

(2) 乙は、委託業務完了後、下記の書類等を提出すること。ただし、甲が必要でないと認めた場合は、この限りではない。

- ① 報告書
- ② 写真
- ③ 完了届

(3) 乙は、この仕様書に記載されている各項目を遵守するために、事前に次に掲げる各資料を提出するものとする。

① 個人事業者

ア 受託している事業場の需要設備、発電所容量並びに換算係数を乗じて得た値の一覧

イ 機械器具及び安全作業用具を有している一覧

ウ 主たる連絡場所から委託対象電気工作物の所在地までの距離、到達時間及び交通機関

エ 損害賠償保険及び受電設備保証保険に加入している証明

② 法人

- ア 電気事業法施行規則第52条の2第2号ニに規定される法人のマネジメントシステム
- イ 保安管理業務を担当する事業所の保安管理業務担当者別の受託件数並びに換算係数を乗じて得た値の合計値の一覧
- ウ 機械器具及び安全作業用具を有している一覧
- エ 主たる連絡場所から委託対象電気工作物の所在地までの距離、到達時間及び交通機関
- オ 損害賠償保険及び受電設備保証保険に加入している証明

8 業務の報告

乙は、各点検業務が終了したときは、点検月の翌月15日までに点検結果を書面にて報告すること。

9 保安監督部への申請、届出等

乙は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託申請書等、すべての書類の作成及び手続きを行い、中部近畿産業保安監督部近畿支部に提出するものとする。この申請が申請後1箇月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しになった場合は、甲はこの契約を一方的に解除できるものとする。なお、申請、届出に係る費用は、保安管理委託料に含むものとする。乙が引き続き前年と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

10 原状回復

この契約が完了したときは、乙は、遅滞なく機器を撤去し、原状回復するものとし、その費用は乙の負担とする。

11 保安管理委託料の支払い方法

乙は、1箇月の業務が完了するごとに1箇月分に係る請求書を甲に提出することとし、甲は、上記の請求書を受理後30日以内に、乙の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。なお、乙が事務処理上、1箇月ごとの請求ができない場合は、その請求月を甲、乙協議のうえ決定する。

12 損害賠償

乙は、保安管理業務を行うに当たり、故意又は過失によって甲又は第三者に与える恐れがある損害（甲の職員又は第三者の感電、点検に伴う機器の損傷等）に対して、十分な賠償責任保険に加入すること。

13 受電設備保証保険

乙は、落雷、洪水、河川の氾濫など突発的な電気機器損壊事故に対し、受電設備保証保険制度に乙の負担において加入すること。

14 大規模災害時体制

乙は、大規模災害時等複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するために、適切な措置をとることができるよう、あらかじめ体制を整備しておくこと。

15 機密の保持

乙は、業務上知り得た甲の秘密を他に漏らしてはならない。なお、契約が満了した場合においても同様とする。

16 電気故障（事故）に関する対応

- (1) 乙は、甲の電気故障（事故）の発生の連絡を受信してから原則として120分以内に委託対象電気工作物の所在地に到達し、上記の事故等による異常発生時の対応を行うこと。ただし、大規模災害等の事情により到達が遅れる場合はこの限りでない。
- (2) 乙は、故障復旧用に軽微な応急復旧材料を常備し、停電事故が発生した場合は仮復旧にあたること。

17 入札書への記載方法

入札書に記載する金額は、履行期間（令和8年1月1日から令和10年12月31日）中の総額（消費税抜きの金額）を記載すること。（総額は月額の積上げで積算すること。）

18 その他

この仕様書に定めのない事項に関しては、甲、乙協議のうえ決定する。

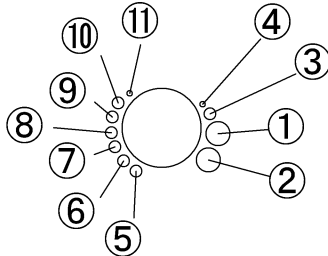
巡視、点検及び測定・試験の基準等

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 (週1回)	月次点検 (毎月1回) ※絶縁監視装置 設置により隔月	年次点検 (毎年1回)
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
		継電器の動作試験			○
		継電器の慣性特性試験			○
		継電器の動作特性試験			○
		開閉器と継電器の連動試験			○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
	遮断機、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
		継電器の動作試験			○
		継電器の慣性特性試験			○
		継電器の動作特性試験			○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
		内部点検			○
		絶縁油の酸価度試験			○
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
	母線等	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
受・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○
		絶縁抵抗測定			○
		計器校正試験			○
		シーケンス試験			○
接 地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定			○
		漏えい電流測定		○	○

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 (週1回)	月次点検 (毎月1回) ※絶縁監視装置 設置により隔月	年次点検 (毎年1回)
構造物	受電室建物、キュー ビクル式受・変電設 備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
絶縁状態監視				低圧絶縁監視装置による	
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○
		電圧測定		○	○
		比重測定			○
		液温測定			○
	充電装置及び付属装 置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	構造物等	外観点検	○	○	○
非常予備発電装置	原動機、始動装置及 び付属装置	外観点検	○	○	○
		始動・停止試験		○	
		保護継電器の動作試験			○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	遮断器、開閉器、配 電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
		発電電圧、周波数（回転数）の測定		○	○
		保護継電器の動作試験			○
		インターロック試験			○

- 注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 3 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 4 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 5 工事完了後の竣工試験の実施、内容については乙と協議する。
- 6 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 7 絶縁油の酸価度試験は、過熱、変色、汚損等の異常がない場合、又はP C B油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することができる。
- 8 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることができる。
- 9 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることができる。
- 10 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることができる。

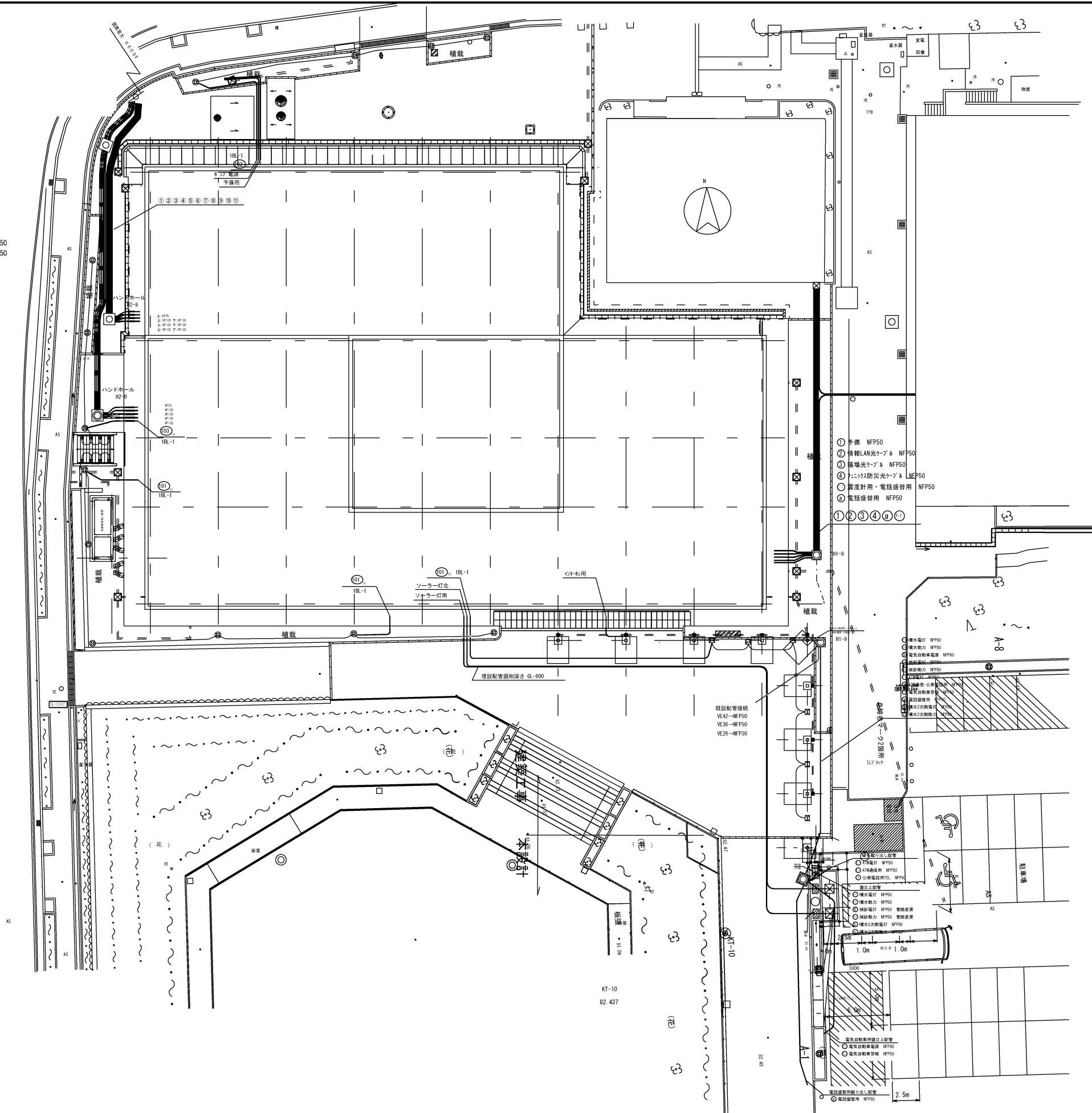
引込柱 配管立上詳細図



配管名称

- ①高圧NFP100
- ②高圧予備NFP100
- ③遠隔検針NFP50
- ④警報NFP30

- ⑤電話-1 NFP50
- ⑥電話-2 NFP50
- ⑦電話-3 NFP50
- ⑧弱電予備-1 NFP50
- ⑨弱電予備-2 NFP50
- ⑩INT NFP50
- ⑪CATV NFP30



- ①予備 NFP50
- ②情報LAN光ケーブル NFP50
- ③機房光ケーブル NFP50
- ④パナソニック防災光ケーブル LNEP50
- ⑤震度計用・電話線替用 NFP50
- ⑥電話線替用 NFP50

- ⑦高圧電力 NFP50
- ⑧高圧電力 NFP50
- ⑨電気自動車充電 NFP50
- ⑩消防用電力 NFP50
- ⑪消防用電力 NFP50
- ⑫消防用電力 NFP50
- ⑬消防用電力 NFP50
- ⑭消防用電力 NFP50
- ⑮消防用電力 NFP50
- ⑯消防用電力 NFP50
- ⑰消防用電力 NFP50
- ⑱消防用電力 NFP50
- ⑲消防用電力 NFP50
- ⑳消防用電力 NFP50
- ㉑消防用電力 NFP50
- ㉒消防用電力 NFP50
- ㉓消防用電力 NFP50
- ㉔消防用電力 NFP50
- ㉕消防用電力 NFP50
- ㉖消防用電力 NFP50
- ㉗消防用電力 NFP50
- ㉘消防用電力 NFP50
- ㉙消防用電力 NFP50
- ㉚消防用電力 NFP50
- ㉛消防用電力 NFP50
- ㉜消防用電力 NFP50
- ㉝消防用電力 NFP50
- ㉞消防用電力 NFP50
- ㉟消防用電力 NFP50
- ㊱消防用電力 NFP50
- ㊲消防用電力 NFP50
- ㊳消防用電力 NFP50
- ㊴消防用電力 NFP50
- ㊵消防用電力 NFP50
- ㊶消防用電力 NFP50
- ㊷消防用電力 NFP50
- ㊸消防用電力 NFP50
- ㊹消防用電力 NFP50
- ㊺消防用電力 NFP50

- ①高圧電力 NFP50
- ②高圧電力 NFP50
- ③高圧電力 NFP50
- ④高圧電力 NFP50
- ⑤高圧電力 NFP50
- ⑥高圧電力 NFP50
- ⑦高圧電力 NFP50
- ⑧高圧電力 NFP50
- ⑨高圧電力 NFP50
- ⑩高圧電力 NFP50
- ⑪高圧電力 NFP50
- ⑫高圧電力 NFP50
- ⑬高圧電力 NFP50
- ⑭高圧電力 NFP50
- ⑮高圧電力 NFP50
- ⑯高圧電力 NFP50
- ⑰高圧電力 NFP50
- ⑱高圧電力 NFP50
- ⑲高圧電力 NFP50
- ⑳高圧電力 NFP50
- ㉑高圧電力 NFP50
- ㉒高圧電力 NFP50
- ㉓高圧電力 NFP50
- ㉔高圧電力 NFP50
- ㉕高圧電力 NFP50
- ㉖高圧電力 NFP50
- ㉗高圧電力 NFP50
- ㉘高圧電力 NFP50
- ㉙高圧電力 NFP50
- ㉚高圧電力 NFP50
- ㉛高圧電力 NFP50
- ㉜高圧電力 NFP50
- ㉝高圧電力 NFP50
- ㉞高圧電力 NFP50
- ㉟高圧電力 NFP50
- ㊱高圧電力 NFP50
- ㊲高圧電力 NFP50
- ㊳高圧電力 NFP50
- ㊴高圧電力 NFP50
- ㊵高圧電力 NFP50
- ㊶高圧電力 NFP50
- ㊷高圧電力 NFP50
- ㊸高圧電力 NFP50
- ㊹高圧電力 NFP50
- ㊺高圧電力 NFP50

設計者

法適合確認欄

検証者

令和7年度 加東市庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託（長期継続契約）

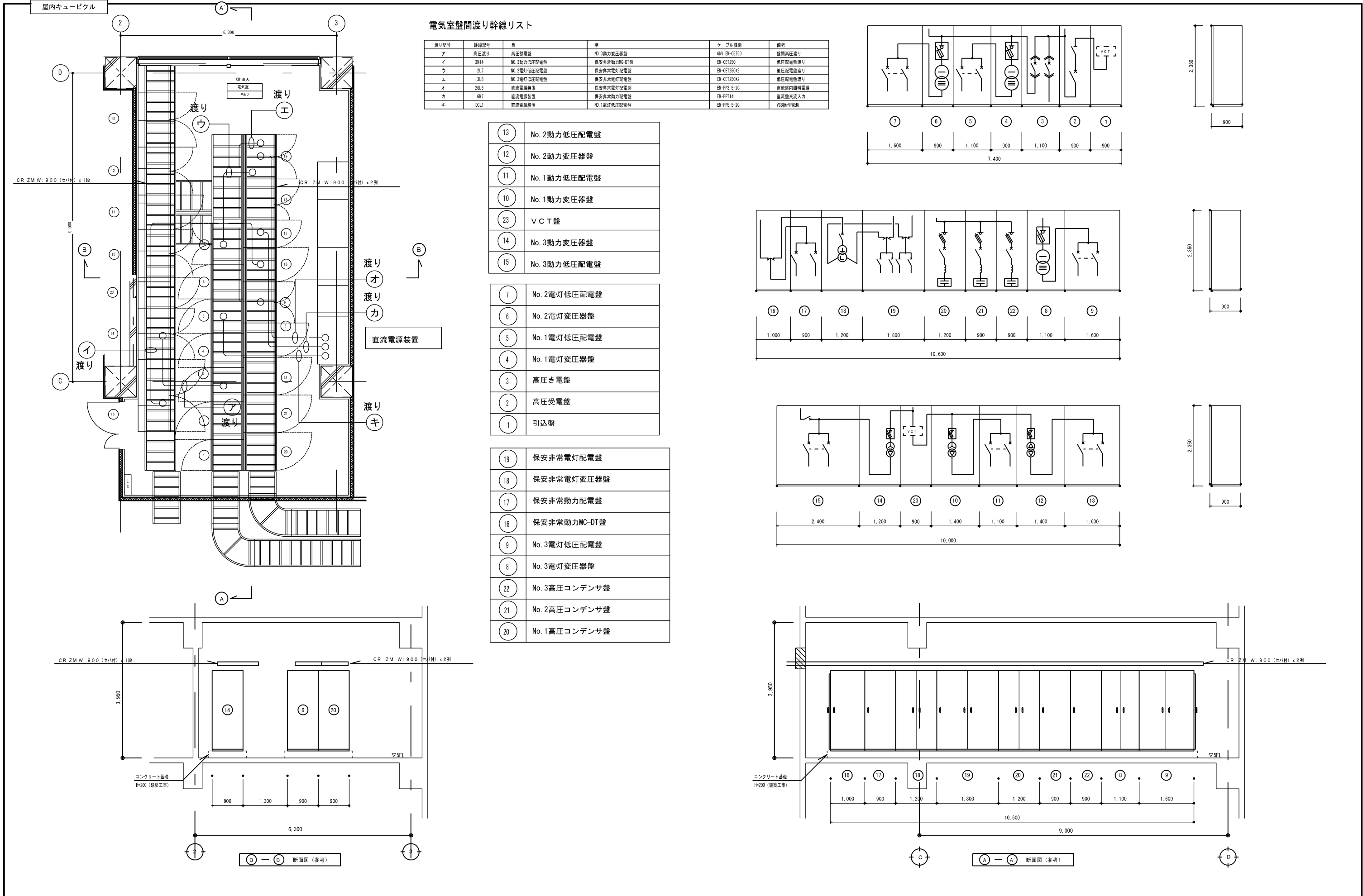
受變電單線結線圖2

縮尺

図面サイズ

図面番号

- 3



要目表

発電機	形 式		横軸回転界磁形同期発電機		エンジン	形 式		立形水冷4サイクルディーゼル機関		
	容 量		300kVA			燃焼方式		直接噴射式		
			240kW			定格出力		267kW		
	電 圧		220V			回転速度		1800min ⁻¹		
	電 流		788A			総排気量		13.1L		
	周波数		60Hz			冷却方式		ラジエータ冷却		
	回転速度		1800min ⁻¹			冷却水量		49.0L		
	相 数		3相3線			始動方式		電気始動式		
	極 数		4極			セルモータ容量		DC24V-5.2kW		
	力 率		80% (遅れ)			使 用 燃 料	種 類	A重油		
	励磁方法		ブラシレス					タンク容量	小出槽 950L	
	絶縁種別		H種						地下貯油槽 5000L	
	保護方式		IP00 (開放形)			燃料持時間		72時間以上		
	冷却方式		IC01 (自由通流形)			ラジエータファン風量		330m ³ /min		
単 相 電 源	電 圧		100/110V		バッテリー	種 類	REH			
	最大取出容量		9kW				容 量	DC24V 56AH		
充電方式			半導体式全自動充電		始動時間			10秒以内		
キュービクル		騒音値 ※	75dB (A)		排気装置	黒煙除去装置 (搭載型)		YGC-HE		
			※4方向エネルギー平均			屋外キュービクル式小出槽		950L		
			機側1m、高サ1.2m			地下埋設型2重殻貯油槽		5000L		
		半自由音場下ニヨル		屋外SUS製給油口ボックス		1.5kW燃料移送ポンプ				
		塗装色	5Y7/1 半ツヤ				インターホン・ポンプ制御盤			
認 定		(社) 日本内燃発電設備協会		防振装置		バネ式防振装置				

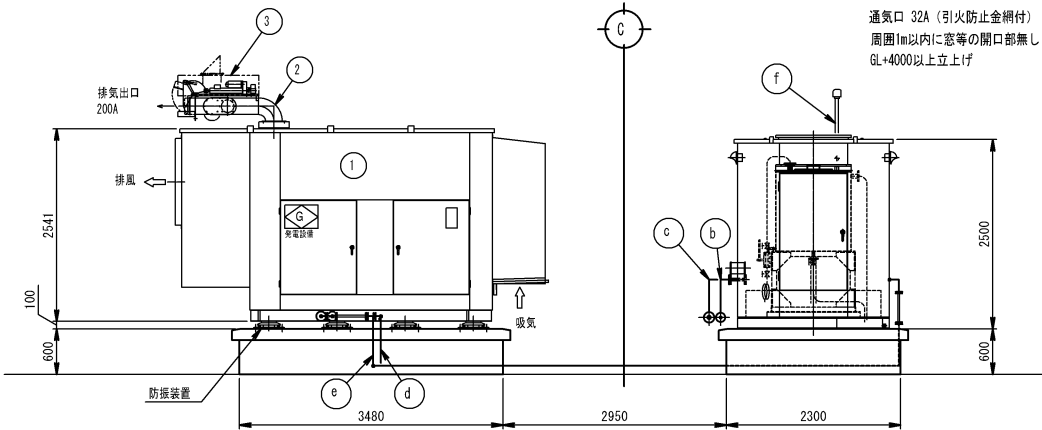
保護装置一覧表

項 目	デバイス	警報表示灯	警 報	機 関 自動停止	主回路遮断	外部信号
緊急停止	5E	○	○	○	○	○ (一括)
始動渋滞	48T	○	○	○	—	
過回転	12	○	○	○	○	
過電流	51	○	○	×	○	
潤滑油圧低下	63Q	○	○	○	○	
冷却水温度上昇	26W	○	○	○	○	
燃料油面低下	33QL	○	○	×	×	
燃料油面上昇	33QH	○	○	×	×	

機 器 重 量	
発電装置	装置重量 約4450kg 動荷重 64156 (N)
小出槽	満タン重量 2295kg

【発電機特殊仕様】

連続運転168時間対応とする（潤滑油保持時間考慮の事）
環境に配慮して排気黒煙除去装置付とする（濾過性能 S d 値：0.7以下）



A - A 断面図

S=1/50

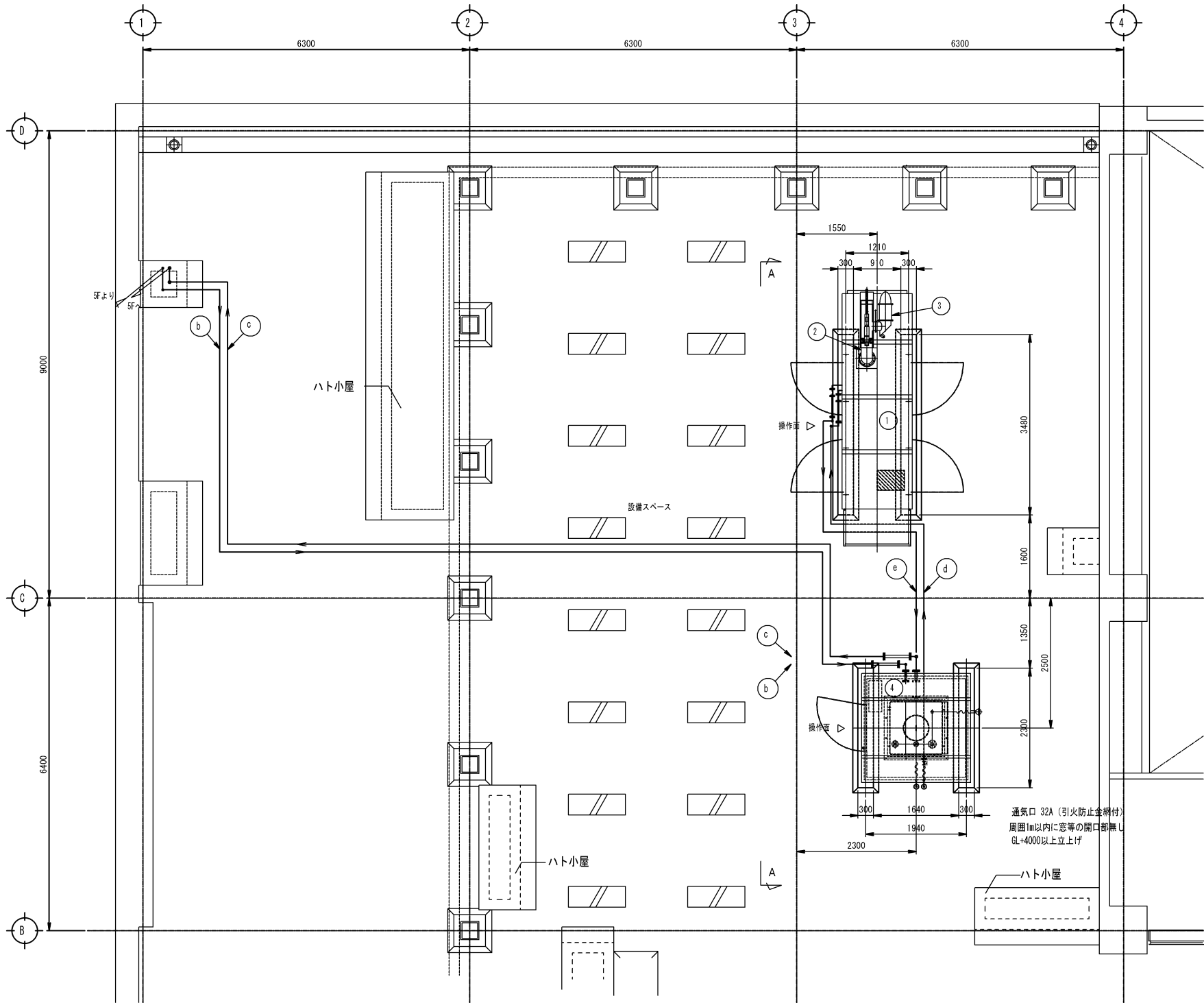
配管表

番号	名 称	サイズ	数 量	備 考
a	燃料給油管	65A	1	SGP
b	燃料送油管	25A	1	SGP
c	燃料還油管	40A	1	SGP
d	燃料入口管	15A	1	SGP
e	燃料戻り管	15A	1	SGP
f	通気管	32A	1	SGP
f	通気管 (地下タンク)	32A	1	SGP

注記：埋設部はSGP-PLS使用のこと。

機器表

番 号	名 称	数 量	備 考	装 備 荷 重	
1	ディーゼル発電装置 排気消音器	1	300kVA 75dB (A) 75dB (A) (搭載)	約 4450kg 動荷重 約 6546kg	
2	排気管	1	200A		
3	黒煙除去装置	1			
4	燃料小出槽 (油庫)	1	950L	約 3100kg	
5	地下タンク (二重殻)	1	5000L		別図
6	給油口ボックス (SUS)	1	送油ポンプ1.5kW×2台内蔵		別図



RF 発電装置廻り配置配管平面図

S=1/50



加 東 市 役 所
〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 TEL：0795-42-3301(代表)

設 計 者

法適合確認欄

検 証 者

令和7年度 加東市庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託（長期継続契約）

図 名
発電機設備 機器仕様・外形図 屋上配置図

縮尺

図面サイズ

図面番号 E - 5